

令和 5 年 第 1 回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和 5 年 1 月 5 日（木） 午前 9 時 08 分～11 時 09 分

2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3. 出席委員（34 人）

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員	16 番 江口和広 委員
17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員	19 番 森 邦之 委員
20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	29 番 香月藤芳 委員
30 番 香月一夫 委員	32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員
34 番 外尾美津子委員	35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員
37 番 片渕久司 委員		

4. 欠席委員（3 人）

13 番 橋本重吉 委員 28 番 片渕秋正 委員 31 番 松尾利助 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 4 令和 5 年白石町農用地利用集積計画（1 号）の承認決定について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

業務連絡事項

- 1 令和 5 年第 2 回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所…令和 5 年 2 月 6 日（月）9 時 00 分 ゆうあい館多目的ホール
- 2 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原正好
課長補佐兼農地農政係長 石田善人

農地農政係長
農地農政係

川崎正己
香月麻里

7. その他出席職員
なし

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和 5 年 1 月第 1 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、13 番 橋本重吉委員、28 番 片渕秋正委員、31 番 松尾利助委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は 37 名中 34 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、23 番 香月伸幸委員、24 番 溝上博信委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第1号 =

議長 次に、1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 1 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 1 号、議案書は 1 ページです。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望で、総額〇〇円、10 a 当たりの対価は〇〇円です。

議案の位置図は、1 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は現在、米・麦・玉ねぎを中心に約 1.1ha の規模で営農されています。

譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されて

おり、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 1 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 1 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 2 号＝

議長 続きまして、議案番号第 2 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 2 号。権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請事由は、譲渡人・譲受人の要望で、総額〇〇円、10a 当たりの対価は〇〇円です。

本件の譲受人は、社会福祉法人〇〇でございます。農地法第 3 条により、法人の農地所有は、農地所有適格法人に限られ、かつ、農業経営面積が 50a に満たない場合は、権利の移動ができないという条文になっています。が、但し書きがございまして、農地法施行令第 2 条、権利の移動の不許可の例外という事項がございまして、3 条で制限されたものについて、その施行令によって、その不許可、これだけは例外ですよという条項がございまして、本来、適格法人等でなければ、移動ができない等の制限がこの案件については、不許可の例外に当たるとございまして、社会福祉法人が業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、許可できるというものでございます。

これは、こういった案件があると、この不許可の例外について適用するというのが通常だと考えております。

議案の位置図は、2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 ○番の〇〇です。

先ほど、局長が説明されたとおり、これをもらった時に疑問があつて、農業委員会に連絡したら、農業委員会から詳しくそこら辺の内容を書いた冊子を作ってもらいました。よく見たら、なるほどと思うことが書いてあつて、16条に学校法人、医療法人、社会福祉法人、その他の営利を目的としない法人とするということで、今朝、〇番の〇〇さんから意見をいただきまして、一応、営利を目的としないとの確かなアドバイスをいただきました。

地元農業委員として12月26日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人の社会福祉法人〇〇は、今回初めての農地購入、農業への新規参入であります。就労継続支援事業所の運営の中で、野菜類の自家栽培により経費を抑え利用者の工賃の向上を図ることが目的であることから、今回の申請となっています。

譲受人は、地域の農業者にも管理協力していただく計画であり、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇〇番の〇〇です。おっしゃっていることはよくわかります。ただ、ちょっと引つかかるなと思うことは、たぶん直売所とかにも、ゆず胡椒とか販売をされていませんか。そういったことで、たとえば野菜とかを作つて、直売所等に販売をされるということは、営利を目的としないと。

目的が、施設の利用者の方々の機能訓練の回復のために、労働を伴って訓練をしますよとか、そういった目的であれば問題ないと思います。

ただ以前から、家庭にある不用品、たとえば結婚式とか供養の引き出物とか、家に眠っているやつとかそういったものを寄せて、協力してもらってそれを売って、そういったものを営業の資金としてこられている経緯があるわけですね。

したがって、そこらへんをちょっと危惧いたしますので、反対というわけではありませんが、そこらへんをちゃんと説明をして、そういったことには利用しないでくださいと言っておかれたほうがいいのかという気がします。以上です。

〇番 〇番〇〇です。今、〇〇委員が危惧されているようなことを聞いて、一応、〇〇につきましても、施設を新しく作られる際に、色々審議をされて、定款とか運用規程とか見直しをされまして、あそこに入所されて、就労能力がある方については、賃金を支払うことができるというところまで認定をもらわれました。その関係もあつて、賃金をどこから出すかという、働いた分だけ価格的には安かったんですが、施設のいろんな活動の中からひねり出すという形で、一応、そういう事業所の認定を受けられているようですので、一概に販売がダメだという形ではないと、〇〇委員が言われたように、そういうのを隠れ蓑にして、いろんな商売をやっているよう

な福祉法人はいっぱいあります。ただ、そこらへんについては、県なり、厚生労働省ではないですが是正指導が出ますが、そういう施設は運営が回らないと収用ができないという分があって、若干ゆるやかな規制になっているので、そこらへんは、皆さん知っていただきたい。

施設で作って、施設で加工して、そしてそれを販売するという分については、認めるという。他所から買って来た分を売るというのは論外です。そこだけは押さえておいていただければと思います。

事務局長 ありがとうございます。事務局としましても、そのような考えでおりますので、よろしく申し上げます。

議長 よろしいでしょうか。

○番 いいです。反対の意味はありませんので。

○番 ○番〇〇です。新規就農ということで、営農計画とか、どういう野菜を栽培されるのかとか、手作業ではできないと思うので、簡単などという機械を入れて、利用者を7名使うということですが、そこにはしっかりした管理者が何名かいて、作付けをされると思うのですが、そういう計画書とかは出ているのでしょうか。

事務局 今回のこの3条の申請にあたり、一応、〇〇から営農計画を出していただいております。ご質問のとおり、耕起とか農作業をどうされるのかということですが、農作業につきましては周辺の農家の方に協力を願うということで計画が出ておまして、周辺の農家の方と一緒に取組まれるということで、計画書が出ております。以上です。

○番 それでしたら、管理をする方に、誰か1人責任を持ってされるとか、そういうのではなくて、その都度その都度、近隣の農家の方にお問い合わせということですか。

事務局 基本的には、1名と聞いております。

○番 わかりました。

議長 〇〇には、今日あった質問を書いて、また、連絡をお願いします。

事務局 はい。

議長 ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 2 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 2 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 3 号＝

議長 続きまして、議案番号第 3 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 3 号。権利の種類は、所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、譲渡人、譲受人の要望です。
議案の位置図は、3 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 12 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人の世帯は、米・玉葱・野菜を、約 4.1ha の規模で営農されています。
譲受人は、これまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、
所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 3 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 3 号は申請どおり当委員会

において許可することに決定します。

＝議案番号第 4 号＝

議長 続きまして、議案番号第 4 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 4 号。権利の種類は、所有権移転、売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、譲渡人・譲受人の要望で、総額〇〇円、10a 当たりの対価は〇〇円
です。
議案の位置図は、4 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
12 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、蓮根を中心に約 2.7ha の規模で営農されています。
譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されて
おり、所有権移転については問題ないと判断いたします。
ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 4 号に賛成の方の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 4 号は申請どおり当委員会
において許可することに決定いたします。

＝議案番号第 5 号＝

議長 続きまして、議案番号第 5 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 2 ページ、議案番号第 5 号。権利の種類は、所有権移転、売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、譲渡人・譲受人の要望で、総額〇〇円、10a 当たりの対価は〇〇円
です。
議案の位置図は、5 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします
が、〇番の〇〇委員が欠席でございますので、事務局のほうからお願いします。

事務局 それでは、私のほうから代読させていただきます。
地元農業委員として 12 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、米、麦、大豆、キュウリを中心に約 10.9ha の規模で営農されて
います。
譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されて
おり、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 5 号に賛成の方の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 5 号は申請どおり当委員会
において許可することに決定します。

＝ 議案番号第 6 号 ＝

議長 続きまして、2. 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたし
ます。議案番号第 6 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 3 ページ。議案番号第 6 号。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6ページから7ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として12月27日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用機械倉庫、農業用資材置場の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 事務局に確認をさせてください。施設の概要のところ、一番下の()で、公衆用道路敷地9.0㎡含むと書いてあるのですが、これは、たぶん、形状からすると、狭いから里道ですかね。

事務局 図面の6ページのところにある○○番という所が申請地です。7ページの図面と見ていただくと、農業用の機械倉庫が左側、西側のほうの狭所の細長い所にはみ出ております。ここが、○○線という町道になっております。

○番 ということは、道路建設課の使用許可とか取ってあるのかなと思って。

事務局 道路占用許可申請ということで、担当している建設課のほうと協議をしていただいて、壊すという手も無くはなかったかと思いますが、今回については、道路を占用する、使わせてくださいと手続きもしていただいており、この分9㎡使わせていただくということでの230㎡+9㎡の内訳の事業計画になっております。

○番 ということは、地域住民の方の道路としての利用はないと判断していいわけですかね。

事務局 そうですね。はい。

事務局長 ここがですね。この図面、このところが〇〇川でございます。そこについては、また別に管理道路がございますので、十分通行に関しては支障がないと判断しているところです。

〇番 ありがとうございます。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第6号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第6号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第7号＝

議長 議案番号第7号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第7号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地。

農地区分の該当事項について、①大字辺田字竜子田〇〇番は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

次に、②〇〇番と③〇〇番は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①と③及び②の一部は、既存の施設の拡張でございます。

次に残りの②の一部は、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8ページから9ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として12月26日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、以前から宅地進入路、農業用倉庫、駐車場、家庭菜園として使用していた農地の転用を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第7号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第7号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第8号＝

議長 続きまして、議案番号第8号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書4ページ。議案番号第8号。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、農用地区域内農地。
農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、10ページから11ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として12月27日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、農業の規模拡大に伴い、不足している倉庫や資材置場、駐車場などを整備される申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接所有者、耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第8号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第8号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第9号 ＝

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第9号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第9号。権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、12ページから13ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として12月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、○○組合の○○支所において、4支所統合により職員や来客者が増え、不足している駐車場を整備するための申請です。

申請地は農地に面しておらず、転用されても周辺の農地にも影響はないと考えられ、区長、生産組合長からも同意を得られていることから転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第9号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第9号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第10号＝

議長 議案番号第10号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第10号。議案書5ページ。権利の種類は、所有権移転、売買です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分について、②大字福吉字四本黒木○○番と④○○番は第1種農地。

次に、①○○番と③○○番は第3種農地。

農地区分の該当事項について、②と④は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

次に、①と③は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、②と④は、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

次に①と③は、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、14 ページから 15 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 12 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請ですが、隣接するクリニック・医療モールへの貸駐車場を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、隣接農地の耕作者、また、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから問題ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 この件につきまして、令和 2 年 1 月に第 4 号議案で、この土地に隣接する○○番、これが貸駐車場で、たぶん以前申請がなされていたと思います。

これが、たぶん貸駐車場に申請されて許可されて、1 年過ぎぐらいから、工事が始まって、病院がそのうち建って、脳神経外科かな。そういう所ができて、なんでそういうふうになるのか、その辺がどうなのかなと。

また、同じ敷地に申請が出て、またそこに病院が建つのか、その辺がちょっとどうなのかなと、これでいいのかなと思って、なんか農業委員会が許可すれば、貸駐車場でも、宅地になって建物ができて、そういうふうに農業委員会が軽視されているような気がしてですね。

その辺が、どうなのかなと思ひ意見しました。

事務局長 まずですね、本案件の東のほうになりますかね、○○番のほうですけど、おっしゃられるとおりに許可をしております。で、その後、貸駐車場として整備をされたということで、連絡を受けて事務局で現地確認をいたしました。そこで、確認をしたというところで、許可通知書を渡したということです。

そのあと、おっしゃられるとおりに、工事がなされて、建物が建っている模様でございますが、そのあと、農業委員会としては、宅地に転用されている状況でございますね、そこから先が、権限がうちのほうから離れてしまっている状況ということで、それをまた戻してくれとかそこはちょっと言えない状況でございます。今回そのような前の事例のようなことがないように確認をしながら、この申請を受付しているところでございます。

あと、修正のお願いです。議案番号第 10 号の譲渡人の住所につきまして、白石

町大字福田と記載しておりますが、大字福吉で地番等はそのままでございますので、修正をお願いいたします。

今後、こういった案件に対しては、申請者に対して事情等をよくお聞きしながら対処したいと思います。以上です。

議長 しっくりいかないところもあると思いますが。

○番 前回は、○番委員から話がありましたが、たぶん、今回もそういったことじゃないかなと、状況といいますか、前回からそんなに経っていないはずです。何十年という年数は、経っていないと思うのですよね。とりあえず、埋め立てをして、許可を取っていて、そして、地が締まってから、建物建てようという、そういうやり方で、ここの表には出てきてもらえませんか。○○さんかな。

○○さんは、こういったやり方は非常に強いと、私、印象を受けております。

できれば、反対して、基本的根拠がなければ、覚書とか、目的から何年間は他の目的にはしませんとか、現在、駐車場という申請出ているわけですから、駐車場以外には、少なくとも5年とか7年間は利用しませんとかいう確約書、そういったものはとれないのでしょうか。

私は、○○ができる時から、関わり見てきているからですね。覚書とかで、何年間は、目的外にはしませんよとかですねと取っておかないと、埋め立てて、沈下が収まるまで、2・3年おいといて、終わったら病院作ろうかと、たぶん、そういった構想じゃなかろうかなと、あくまでも憶測ですが、そういった念書と言うのですかね。そういったものを出していただかないと、農業委員会としては、許可をしませんよというようなことでもできないですかね。

事務局長 覚書等については、その提出書類の部分にございませんので、そこを求めるということについては、今までもしていなかったと思います。

前回の件もございますので、そこらへん検討していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○番 はい、念書なりなんか取っておいたほうが。

とりあえず、駐車場かなにかで泥を引いておけばいいからというようなことでは、農業委員会としての立場がですね。少なくとも何年間かは、目的のとおりの利用をしますというものをぜひ取っていただければ、そちらのほうがいいのかなと私は思います。以上です。

○番 もう1つ、質問ですが、この病院の外来患者の人数とこの駐車場の数は、妥当なのでしょうか。外来患者が多いと1日に何人くらいと分かるはずですけども、これだけの数の駐車場が、本当に必要なのかというのと、これだけ、農業委員から、質問が出ているという時は、ここに呼び出して本人からの説明を受けるという方法もあるとは思いますが、県と協議をされたりはするんですけども、一応そういう

ところまで、検討をされるというのも、1つの方法かなと思います。結構、駐車場の台数が多いので、本当に外来がここまで多いのかなと懸念が、脳神経外科は、結構、1人当たりの患者に対して時間がかかると思うのですよね。今は、予約制とかいろいろあっているので、ここまでの台数が必要なかというところはあるので、そこらへんも検討していただければと思います。

○番 地元委員として、現状の駐車場の雰囲気を見ていると、特に月曜日などは極端に車がいっぱいな状態になっております。なお、従業員さんたちも、益々狭い所、駐車場の枠ではない所に、無理して車を停めている状態ですので、ちょっと車的には、現状では、かなり厳しいのかなとは見て感じます。

○番 そしたら、その〇〇さんではなくて、モール全体の駐車場というところもみるということですね。

モール全体の駐車場の分もあっちに行くという懸念があるということですね。

○番 おそらく従業員さんたちの駐車場もあると思います。

○番 病院の方や薬局の方の駐車場もむこうに行くということですね。

事務局長 事務局の受付としても、そのような方向性の駐車場ということでした。

○番 そして、大水の時、ここは低い土地柄ですので、駐車場が割と高めにしているもので、地元の車自体もかなりお世話になっている現状です。

○番 〇〇さん以外のところの病院の方も、ここを使うということですね。

○番 近所の集落の人も、大水の時、低地で浸かりやすいので、みなさん意外とそちらのほうに、無許可の形ですけれどもお世話になり地元の車は行っています。

○番 そこはわかりました。申請が〇〇さんで出ているので、それ以外の病院の職員の方もそこに、停められるということですよ。

事務局長 はい、そうです。

○番 〇番、〇〇です。さきほど、駐車場から建物が建たないだろうかと心配の声があるのですが、〇〇さんみたいに呼んでみて、どういう考えになるのか聞いてみたほうが、一番いいのではないかと思ったのですが、それはできないのですか。

駐車場しか使いませんと言う確約が取ればいいのですが、いや、わかりませんと言われたら、実際、本人呼んで聞いたほうがいいのではないかなと思ったので、どうでしょうか。

事務局長 ○○さんの場合は、面積もかなり広くて、前回の共乾のお話ですね。その場合、建物も大規模で、利用者も福富地域、白石地域それから、北明からいらっしゃる交通の集中する時期、刈り取り時期とかですね、そういったものもございましてここに来ていただいて説明をしていただいた部分がございます。

ただ、今回は、この医療モールの追加の駐車場という部分でございましたので、そこまでは必要ないかなという判断の元、議案を上程しております。

○番 ここに議案出したということは、とりあえずは事務局の話でしょ。ここのあれは、農業委員会で決めていい訳でしょ。

今、局長が言われたのは、事務局の物の考え方であって、それを一応、総会に出して、総会でみなさんがどうするかは、総会の意見として、県なりに送る訳でしょ。

ここの意見は、さっきからみなさん言われるように、これに関してもう1回呼ぶかどうか、みなさんどうしますかという進め方をするのが、当たり前ではないですか。

事務局長 今は、○番委員の質問に対してお答えを申し上げました。

○番 実際、○○番の時に、駐車場と言って、建てられているわけですよ。そこが、やっぱり、みんな、おかしくないかというところがあるので、実際、そうならないようにみんなの前で、ちゃんとした答えを言ってもらいたいと自分は思った訳です。

○番 ○○番の○○です。ちょっと、事務局長は、話しにくいと思うので。

と言うのもなぜかと言うと「権利の制限」にかかるからですよ。念書を取って、強制的にやられたと訴えられたら負けます。農業委員会の総意やったと言ってもだめです。だから、意見として出される分については、議事に残してそれを付けて、県に上げられるそういうシステムなのです。この農業委員会の場合は。

私達は、決定権はありません。だから、委員のみなさんたちも、現地の状況とか、こういう課題があるという意見をどんどん出していただくのがこの場です。

賛成・反対という意見表示は結構です。ただ、総会の委員が、全部反対したからこれはだめですと決定はできない。

今おっしゃったように、我々農業者の立場からすると、グレーな手法ですよ。

私も、県にいて土地の関係を色々させていただきましたけれども、都市部ではあくどいやり方、地上げ屋さんとかなんとかあるのですが、農地はこういう形で2重3重の網があるんですね。ところが、都市部は、都市計画法と通常の売買、それと開発。たとえば、3,000㎡以上の一団の土地をもってそこに施設を作るとする場合には、開発許可がいるということで、会議にかかりますけれども、農地も一緒ですよ。面積が広い時には、開発の許可と言う形になるのですが、私達の心情としては、農地を守りたいという心情があるのですが、ただ農地と言え、これは、個人の所有物なんですよ。だから、いつもぶらぶらするのですが、農地は農地で使

ってほしいと、ただ、こういう社会情勢で、農地の所有者の方たちが、全部が全部そうかと言えばそうでもない。

事務局は、今、非常につらい時期ですよ。こういう状況は。

私達も、県にいて業務をやって、「お前たちは、どこ見て話しているのかと。俺の土地だぞ。」と言われるのです。こういう地域の方達のご意見もありますよと、そこらへんは、ちゃんと斟酌して事業を始めて下さいと。使用目的を決めて下さいという話をします。そしたら、しますとは言われますよ。でも、5年ぐらい経って、現地行ってみたら、目的外使用している所があります。

だから、その思いは事務局がちゃんと審査書類につけて、県に上げられますので、呼んで来て下さいと言っても、たぶん来ないと思います。

諮問委員会は、聴聞委員会というのがあって、来ないとなぜ来ないかという文書を出しなさいと言うのがありますが、農業委員会はその権限はないからですね。そこはみなさん、ご理解しておいてください。

ちょっと、局長が返事しにくかったので私が話しました。

○番 今、〇〇委員さんが言われたのも最もだと思います。

ただ、農業委員会として、呼んで話を聞く申請をされていますので、意見を具申しなくてはいけない訳です。できるとか、できないとかは言えないと思います。ただ意見を聞く、これはどうされますか。そういった事が前回あっておりますが、どう考えておられますかとか、意見を聞くというのは、大丈夫だと思います。

5条の申請で、知事の許可申請ですから、できませんとか、できないとかは、絶対だめなのですが、農業委員会で申請は妥当と認めないという意見を付して出せば、それはそれで問題ないと思います。決定はしていないわけですから。

そういった前例があるので、白石町の農業委員会としては、今回の申請についても、そういった事が危惧されるので、妥当とは認めないという意見ですと付けられるのは、何の問題もないと思います。

できるとか、できないとかは、知事の許可ですから。もう1つ言えば、駐車場で許可を受けて病院を建てたと、本当に裁判を覚悟でやれば、原形復旧です。そういった事例も過去にあります。

私が農業委員会にいた頃に〇〇さんが、県の会長をされた時に、〇〇市あたりに目的外で転用されて、裁判覚悟で原形復旧をされたというのは聞いておりました。ただ、そこまでやるには、裁判覚悟でやらないといけないということです。そこまで、ここで求めていないと思います。

おっしゃるとおり、意見を付けて出していただくというような方がいいのではと私は思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この農地法の4条・5条は、ここで審議して、それをまた、県で審議しますので、こっちで否決なら否決してもいいし、賛成なら賛成で県に上げて、そこでまた審議をしてもらうので、意見をじゃんじゃん出して下さい。意見をつけて県に出しますから。

○番 今、〇〇委員が言われたとおり、一応、意見だけは聞いて、これだけいろんな意見がありますので、意見を聞いて、その意見を付けてというのが、一番スムーズではないかなと思うのです。県の決定ですので、ここで、いろんな意見を出しても、それは通らないというのは、私も十分わかります。

でも、本人さんから、その経過とか、内容について、直接聞くというのはいいのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

議長 ほかに何かないでしょうか。

事務局 農地転用の許可については、再確認ですが、立地基準・一般基準というものの基準に照らして合わせた申請書類、許可が必要になります。今回提出をしていただいている譲受人〇〇さんの分については、一般基準に適応した、それを満たす申請書類はもちろん出ております。ただ、委員さんがおっしゃられるように、歴史があるよというところなんですよ。ここで、意見として頂戴するのは、ありがたいことなのですが、一般基準・立地基準に満たしているかというところを審議する分については、事務局としてはクリアされているのかなとは思っております。

ただ、県の方に進達することになります。進達するにあたっては、一般基準・立地基準については、満たしているという意見を農業委員会として、付けて送らせていただくことになります。その他に、総合意見の欄というところで、その意見を書くところの欄もあり、県に進達送付することになります。そこの所に、今回、〇〇委員さんはじめ、委員さんのほうから出していただいた、前例もこんな形であるので、そういうところを危惧しているとか、そういったところを合わせて、付けて、送付をさせていただくことになろうかと考えております。

あくまでも、県のほうとしても、一般基準・立地基準に基づいた、逆になぜ、許可をできないかというところになった場合に、耐えられる答えがあれば、例えば、周りに被害防除。被害が生じるおそれがある。崩れるとか、お金を持っていらっしやらないとか、例えば、土地改良区の詳細を得られていないとかがあれば、否決、不許可ということになる可能性もあるかと思うのですが、今回の申請については、そこをきちんとクリアされた申請書が出ておりますというところは、お伝えさせていただきたいと思えます。

○番 ちょっといいですか。呼んで意見を聞くということではできないのですか。本人が拒否して出てこられないのは別ですけど、農業委員会で、直接お話を聞きたいということでしたということで、呼んで話を聞くというのが、一番早いのではないですか。

それによって、どういう意見を付けて具申をするのか、本人が、前回こうだったから、今回はしませんとか、ちゃんと言っただけならば、今言っているようなことではないと思うのですが、それは言えないとか、出席はしないと、呼ばれても私は来ません。ということがあれば、それはそれでその権利はありますから。

その時に、ちゃんとした意見を付けて具申すると。

要するに、農業委員会は、意見を付けるための立場で話をしているのですから、そういうことはできないのかなと思うのですが。

事務局長 お願いはできるかなと思います。ただ、この総会で保留と言うのができないと思います。いずれにしても、採決を採ることになります。

○番 具申するのが相当なのかで、ここは、許可権はないのだから。

事務局長 進達しかないですね。

○番 進達の時の意見ですよ。意見をどう書くかを今議論しているわけだから。

事務局長 だから、申請からですね、処理期間が決められていますので、そこは、この総会の中で、反対多数の場合、総合意見として、賛成が得られなかったというところでの進達ということですよ。

○番 案としては、そうなる訳ですね。

事務局長 はい。

事務局 許可要件は、満たしているもので、そこを踏まえて、今から取られる採決に基づいて、委員さんの責任の下、委員さんのお考えの下、賛成となさるのか、不許可となされるのか。ただ、一般基準・立地基準については、満たされていますという事務局からです。

○番 ただですよ。我々、農業委員をしていて、皆さん、地元農業委員としてと、説明をしていますよね。本人さんの申請人の代理ですよ。説明しているというのは。申請された人を呼ぶ手間暇かけて来ていただかなくていいように、農業委員が、わざわざ現場を見に行き、そして、こういう状況ですかというのを判断して、ここで意見として、本人さんたちに替わって意見として上げるわけですよ。

来て下さいと言うのは、言えると思いますけど、申請をした段階では、そういう原則は、大きいときは〇〇とか来ていただいているわけですよ。こういう問題が出たら、やっぱり、来ていただいて、来る来ないは別ですよ。来て下さいということでしたということで、来ていただいて、「いや、私はきません。」とか、「私は、出向いて説明するつもりありません。」とかいうことがあれば、それなりの意見を付けて、具申するということがよいのではないですか。農業委員会は、月1回だけで、2回してはならないとか規定はありますか。

事務局長 いや、ございません。この申請は12月20日。標準処理期間が3週間で、事務の

部分がございまして、例えば、臨時総会等をするということであれば、ギリギリ標準処理期間を過ぎなくていいのかなとは思いますが、ただ、先ほど言われたようにお願いはできると思います。説明しにお願いいたしますというところはですね。

議長　ここに出す案件は、すべてクリアしているわけでしょう。前回のことがあるからということで、もめているわけですね。

○番　前回のこともですが、病院が建つという噂もあっているわけです。

議長　採決をお願いしないといけないのですが、例えば、適当であっても不適當であっても、一応、県の常設委員会に審査したほうがいいと思います。

○番　不適當とはできないので、不十分と言うか。農業委員会としては、妥当だという意見が得られなかったということで、具申してもらおう。

議長　それで、知事に進達でいいと思います。

○番　呼ばずに、その方向でいくか。

議長　許可要件をすべて満たしているので、受付はせざるを得ない。

○番　受付をしないとかそういう話ではない。本当は、話を聞きたいというのが、1つと、前回の例があるから、簡単に「はい、そうですか」とは、言えないという話です。

事務局長　申請者等に来てもらおうという部分について、もし、今後、こういった特別なものがございましたら、そういうことだと思いますが、今回のこの件につきましては、㎡数も3,000を超えておりまして、常設審議委員会という県の審議委員会にかけるということになります。

先ほど臨時総会を開くのはギリギリと申し上げましたが、その書類が、本日採決をしなければ、間に合わないということでございます。

方法としまして、本日、採決を採っていただくということで、その後で本人、申請者を呼んで説明を聞くと。聞いた後に採決をすると、時間的に間に合わないということになります。ですので、申請者が同意して来ていただければ、そういったものについては開催できます。

○番　意見を出してから、開催しても意味がないのではないですか。意見書を出してしまってからだったら、しないほうがいいと思います。

保留はできないのですか。

事務局長 保留はできないです。

例えば、これが 3,000 未満だったら、常設審議委員会に付さないで、数日間は延ばせますが。

○番 そしたら、今あったように前例があるわけだから、何年何月に駐車場として許可を受け、いつ頃だったかわかりませんが、聞いていただければ、その後、病院が建ったという事例があるので、前例があるので農業委員会としては、妥当だとは思わないという意見、そういった意味の意見を付けて出すという、そっちが 1 つ、それとも妥当ですと付けて出すのが 1 つ、どっちかです。

事務局長 ○○係長が、申し上げた繰り返しになりますが、許可要件としては、満たしているわけです。そこで、採決をしていただきます。で、その採決で、農業委員、個人個人の考えとして、賛成少数の場合、その旨の総合意見を付けさせていただきます。それで、進達をするということになります。

○番 わかりました。

議長 いろいろ意見も出尽くしましたので、とにかく、採決を採ります。
議案番号第 10 号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 12 名)

議長 賛成の方 12 名。反対の方が 22 名です。
よって、この議案番号第 10 号は賛成少数であった意見を付し知事に進達いたします。

＝議案番号第 11 号＝

議長 続きまして、議案番号第 11 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 11 号。権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、16 ページから 17 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として12月26日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、宅地拡張を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていること
から、転用はやむを得ないと判断致します。
なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第11号に賛成の方の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第11号は原案のとおり申請
を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第12号＝

議長 続きまして、議案番号第12号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書6ページ、議案番号第12号。権利の種類は、所有権移転、売買です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第1種農地。
農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でご
ざいます。
許可基準の該当事項としまして住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域におい
て居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるも
のでございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、
申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、18ページから19ページ
をご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

ここは、図面を見ていただければわかりますが、議案第 2 号でありましたとおり、この持ち主が道を跨いで土地を持っておられたので、売るのでしたら、下も買って下さいということで、社会福祉法人のほうは、本当は、〇〇番はいらないのですが、まとめて買って下さいとのことだったので、〇〇番を 19 ページの駐車場のようにして使いたいということでした。それで、その上の人たち、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんたちが排水の問題があるので、こちらの理事長が一緒に見に行った時、一番そこが懸念してあるので、これを作る前にまず、水路をきれいに整備してもらえませんかということでしたので、私のほうから提案したわけですね。

橋を 2 つ作るので、作る時も橋の深さとか、水路の水の流れが止まらないような処置をしてくださいと申し上げました。そしたら、地元の皆さんと協議して、土地改良区とも、そこら辺相談して規定どおりにやりますとのことでした。

地元農業委員として 12 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請ですが、〇〇福祉施設の駐車場を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、隣接農地の耕作者、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから問題ないと判断いたします。

ご審議、お願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 12 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 12 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 13 号＝

議長 続きまして、議案番号第 13 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 13 号。権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして住宅、その他申請に係る土地の周辺の区域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、20 ページから 21 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 12 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、漁業用資材倉庫を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

なお、21 ページの地図で、北側と西側の道路のほうに、倉庫の屋根の部分が少し出ています。27 日の現地確認以前に、申請された道路使用許可については、事務局より報告をお願いします。

事務局 ○○委員からお話がありましたように、今回の転用の分の北側の公衆用道路、西側の公衆用道路に、合計の 17.75 m²の敷地がはみ出しています。

これにつきましては、議案番号第 6 号でも同じく、○○さんの 4 条の時にお話させていただきましたが、町道の占用許可申請ということで、建設課と協議をさせていただいております。

以上、報告です。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 13 号に賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 13 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 14 号＝

議長 続きまして、4. 議案番号第 14 号「令和 5 年白石町農用地利用集積計画（1 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第14号の「農用地利用集積計画（1号）の承認決定について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は2件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから3ページに相対での設定が20件、4ページから6ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が37件、合わせて57件の計画が提出されており、賃借権設定が44件、使用貸借権設定が13件となっています。

区分の内訳として新規が27件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが8件ありました。再設定は30件でした。

今回の利用権の総面積は206,651㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが19件、会社法人によるものが1件、農地中間管理機構によるものが37件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、59件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 14 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 14 号（所有権移転）につ

いては、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。
これについては、議事参与の制限がございます。
○番、○○委員、○番、○○委員、○番、○○委員、○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 14 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 14 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 15 号 ～ 議案番号第 24 号＝

議長 続きまして 5. 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望から農地の借受希望、議案番号第 15 号から議案番号第 24 号、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。議案書 7 ページ。
まず、農地の売渡し希望でございます。
議案番号第 15 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、江北町の○○氏です。
申請理由は、高齢ための農地処分でございます。
議案の位置図は、22 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 16 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、佐賀市の○○氏です。
申請理由は、自ら農業をしないための農地処分でございます。
議案の位置図は、23 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 17 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、大井の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、24 ページから 25 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 8 ページ、議案番号第 18 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、八の割の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、26 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 19 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、27 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 20 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、中区の〇〇氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、28 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 21 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。
申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。
議案の位置図は、29 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 22 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、戸ヶ里の〇〇氏です。
申請理由は、自ら農業をしないための農地処分でございます。
議案の位置図は、30 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 9 ページ。議案番号第 23 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、新明 3B の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、31 ページから 33 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 24 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、小城市の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、34 ページをご覧ください。

以上、議案第 15 号から第 24 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 15 号から議案第 24 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 15 号から議案番号第 24 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 15 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 16 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号 17 号。

大字遠江字新観音の 2 筆について。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

委員 大字遠江字遠江搦の 3 筆について、
〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

委員 大字新拓の 1 筆について、
〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 18 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 19 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 20 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 21 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 22 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 23 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 24 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 15 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 16 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 17 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

同じく大字遠大字遠江搦の 3 筆について○番 ○○委員、○番 ○○委員。

大字新拓を、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 18 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 19 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 20 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 21 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 22 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 23 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 24 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

あっせん委員になった方、よろしく申し上げます。

ここで、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局の担当の職員です。

議案番号第 15 号は〇〇、議案番号第 16 号は〇〇、議案番号第 17 号は 〇〇、議案番号第 18 号は〇〇、議案番号第 19 号は〇〇、議案番号第 20 号は〇〇、議案番号第 21 号、同じく〇〇、議案番号第 22 号は〇〇、議案番号第 23 号は〇〇、議案番号第 24 号同じく〇〇でございます。

連絡調整につきましては、担当者へよろしくをお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

(令和 5 年 第 2 回農業委員会総会の日時及び場所)

- 1 日時・場所 … 令和 5 年 2 月 6 日 (月) 9 時 00 分 ゆうあい館多目的ホール
- 2 その他 …

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 11 時 09 分